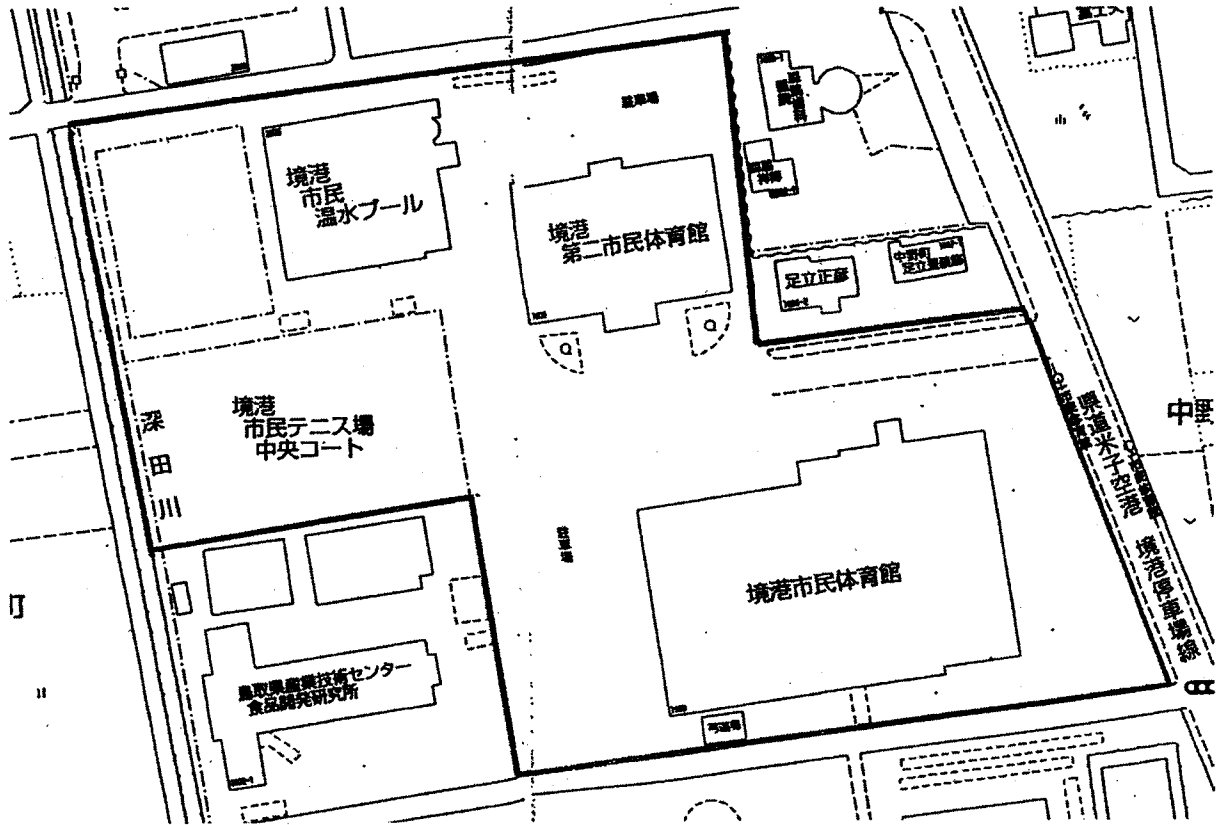


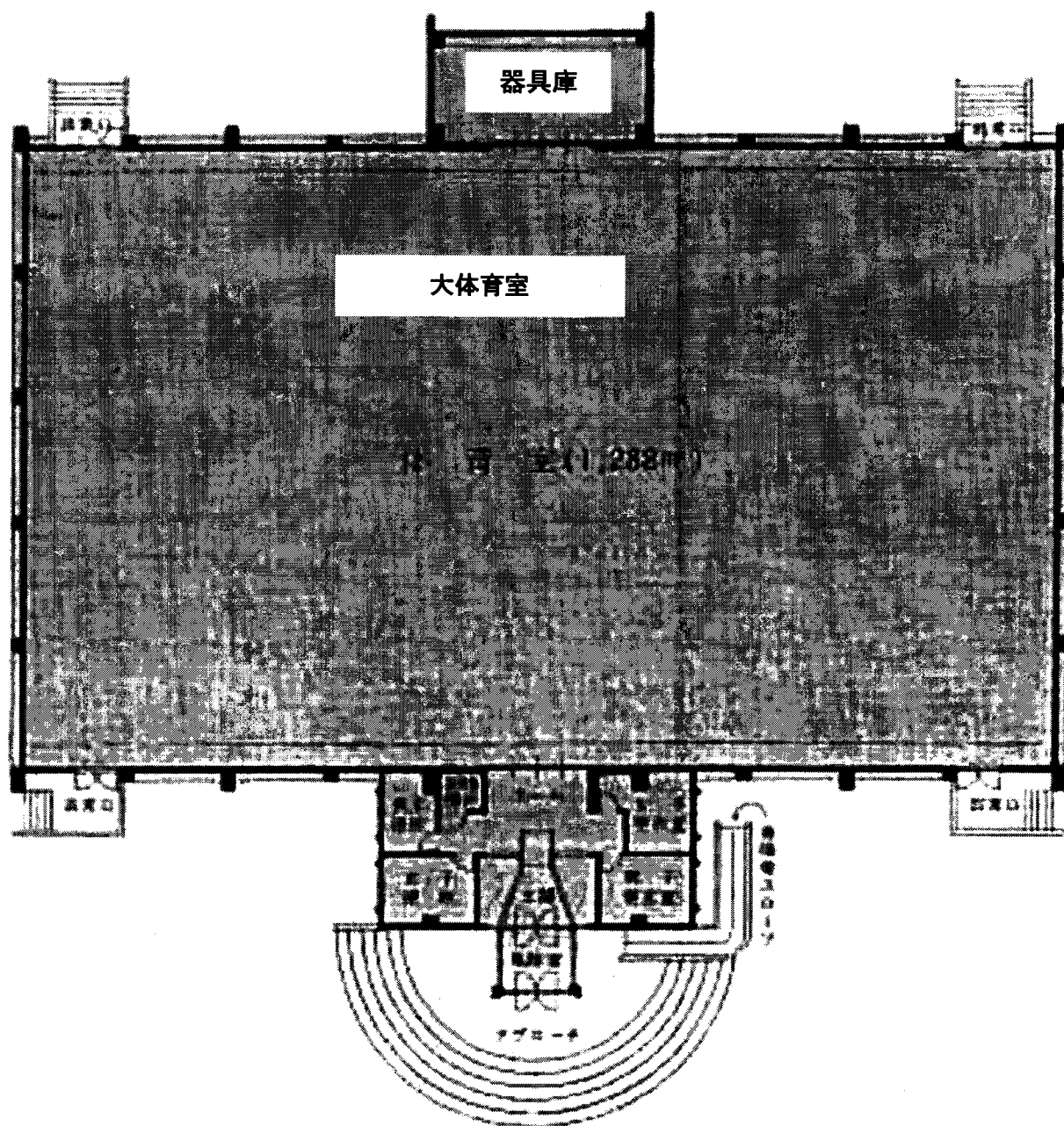
境港市民体育館
 境港第2市民体育館
 境港市民テニス場



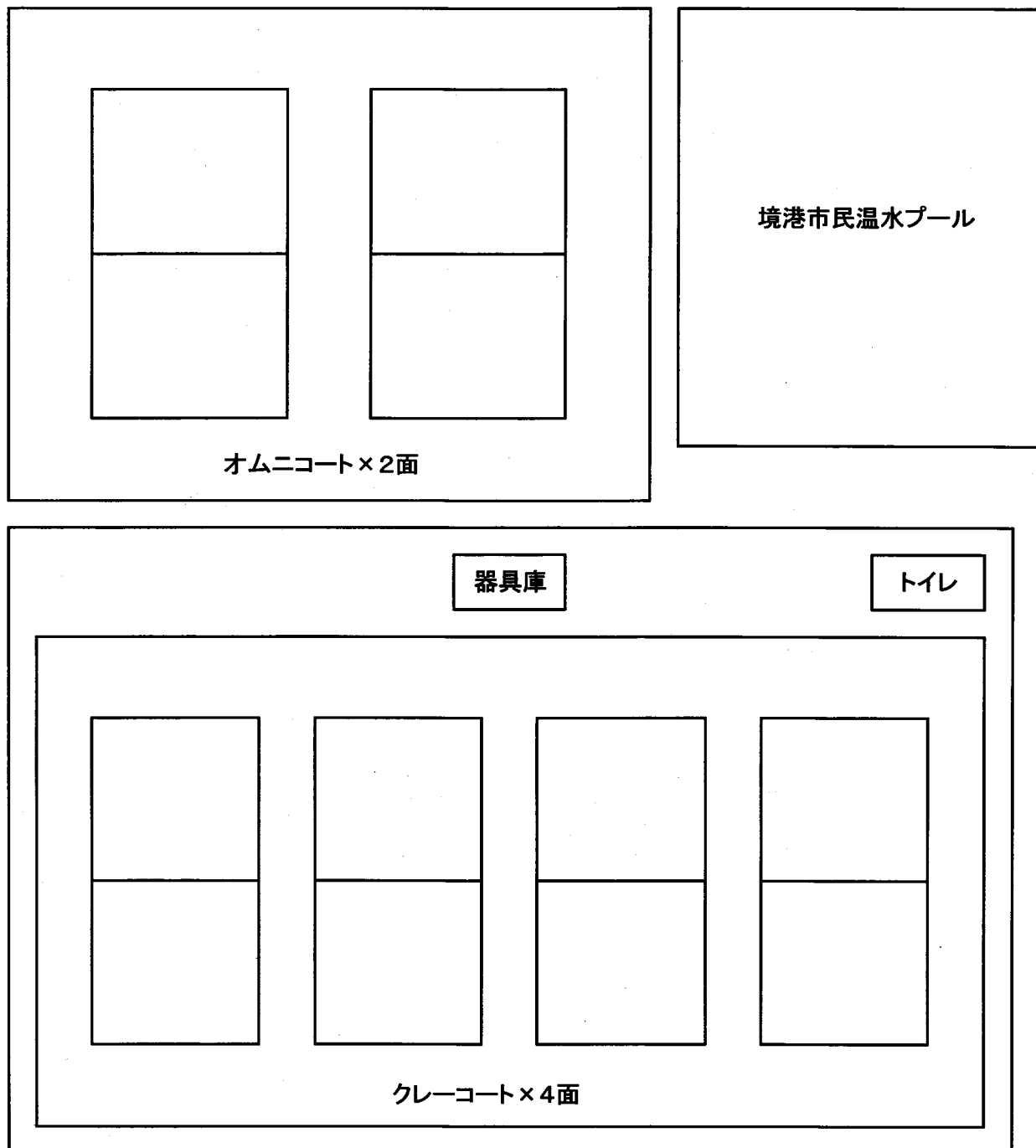
Architectural floor plan of the 1st floor of the Nishikawa Junior High School building. The plan shows a large central hall (大体育室) with a dashed rectangle inside. To the right of the hall are two smaller rooms (小体育室) and a large rectangular area (武道場). Below the hall are two rectangular rooms (音楽室). To the right of the music rooms are several smaller rooms including a library (図書室), a computer room (情報処理室), and a room with a spiral staircase (螺旋階段). The entrance (入口) is at the top right. The plan is labeled '1F' and 'Nishikawa Junior High School'.



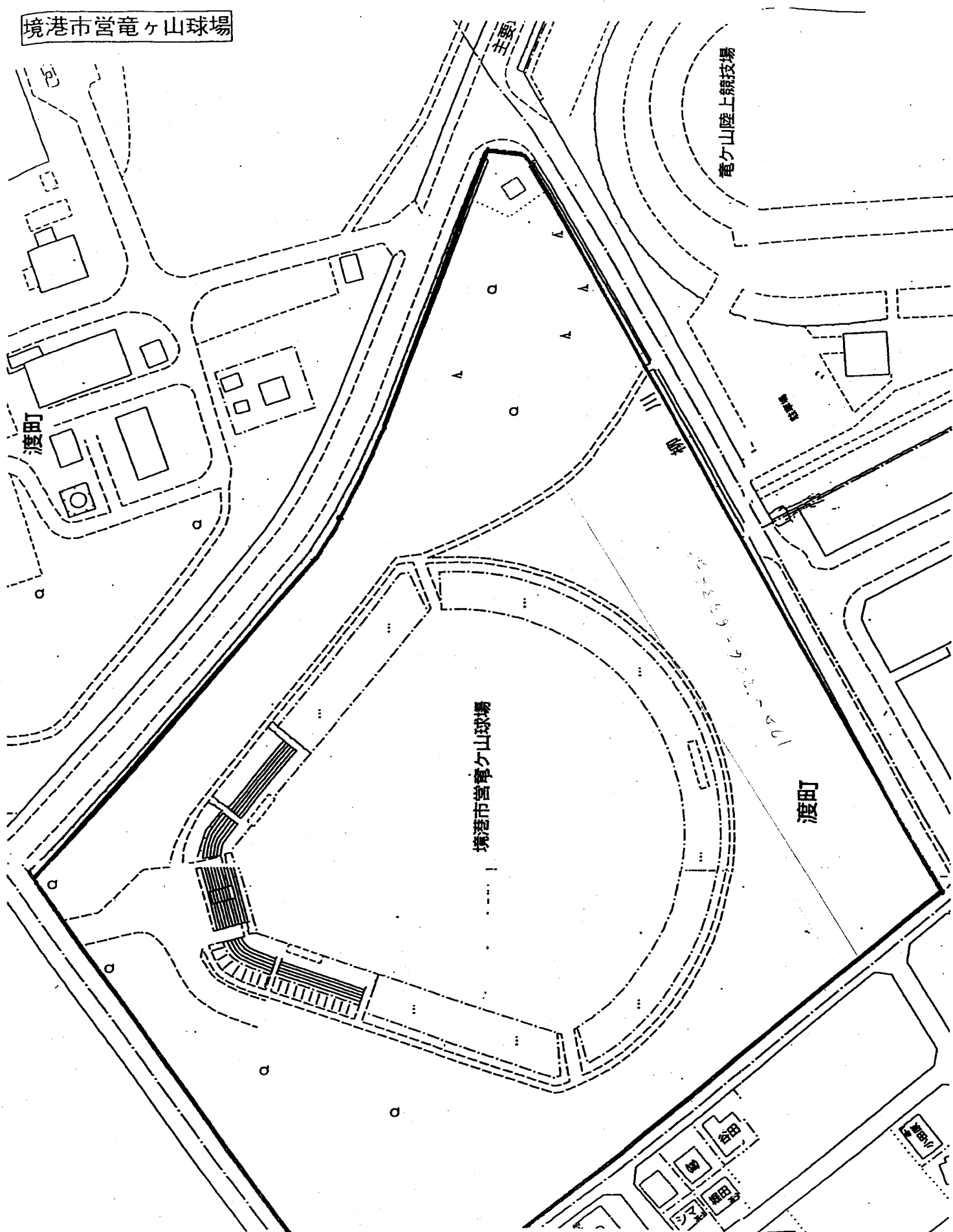
【境港第2市民体育館】



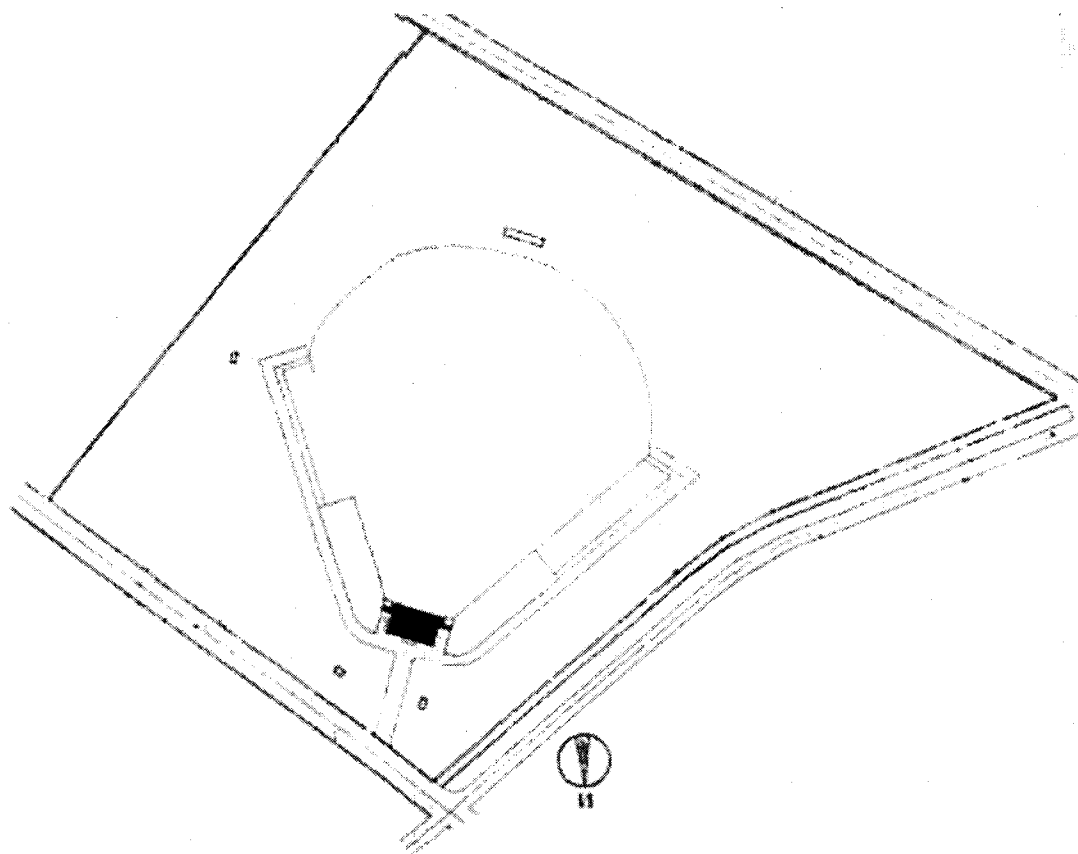
【境港市民テニス場中央コート】



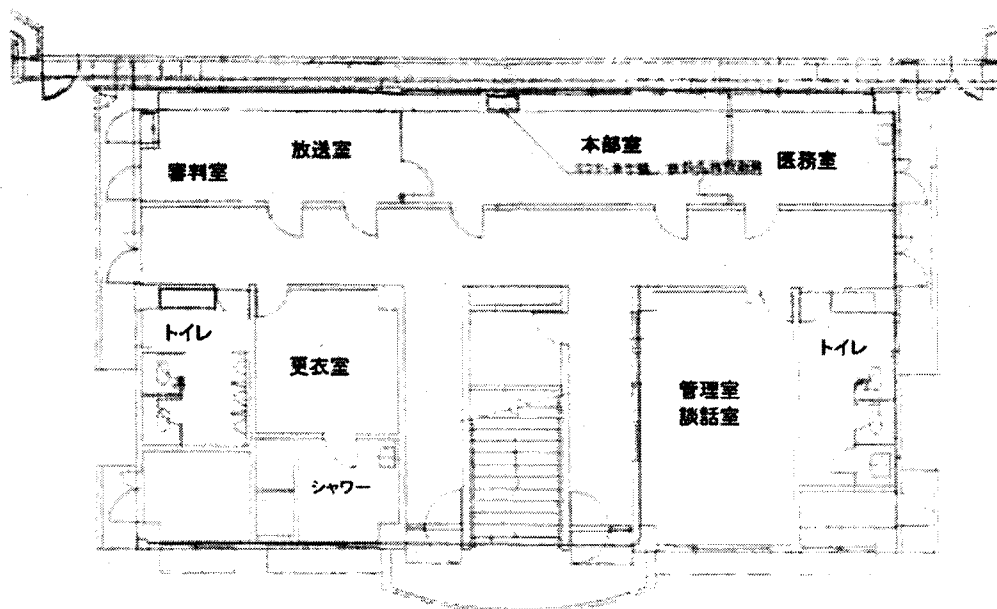
境港市営竜ヶ山球場



【境港市営竜ヶ山球場】



【管理棟】



境港市民スポーツ広場

境港市民スポーツ広場
駐車場

WC

夕日ヶ丘1丁目

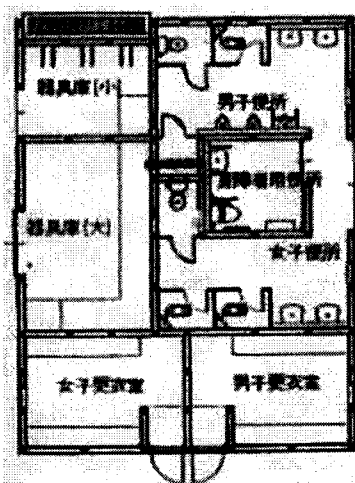
境港市民
スポーツ広場

図

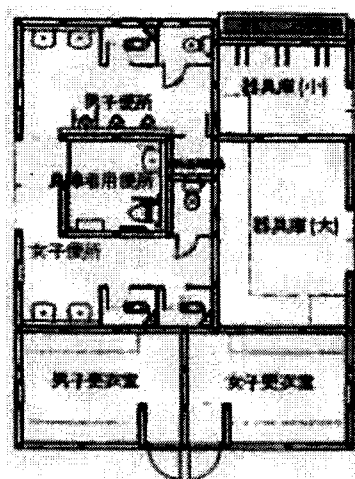
WC

境港市民スポーツ広場駐車場

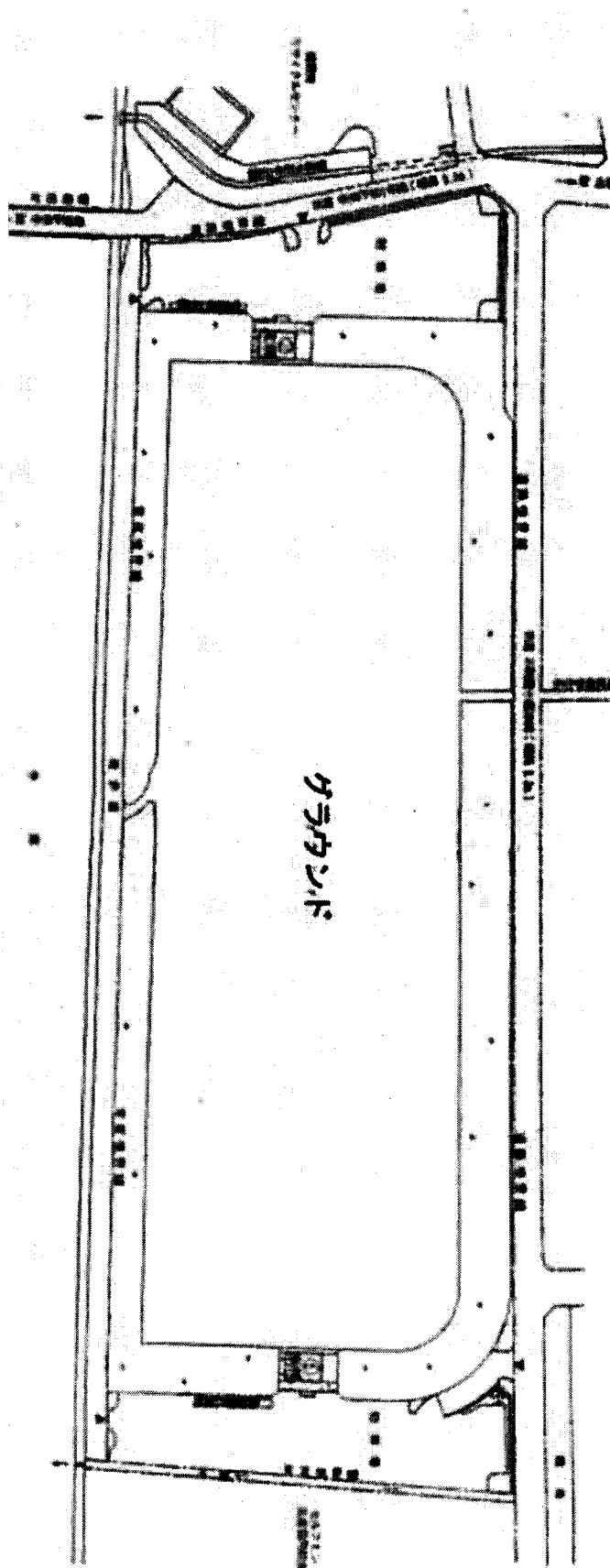
【境港市民スポーツ広場】



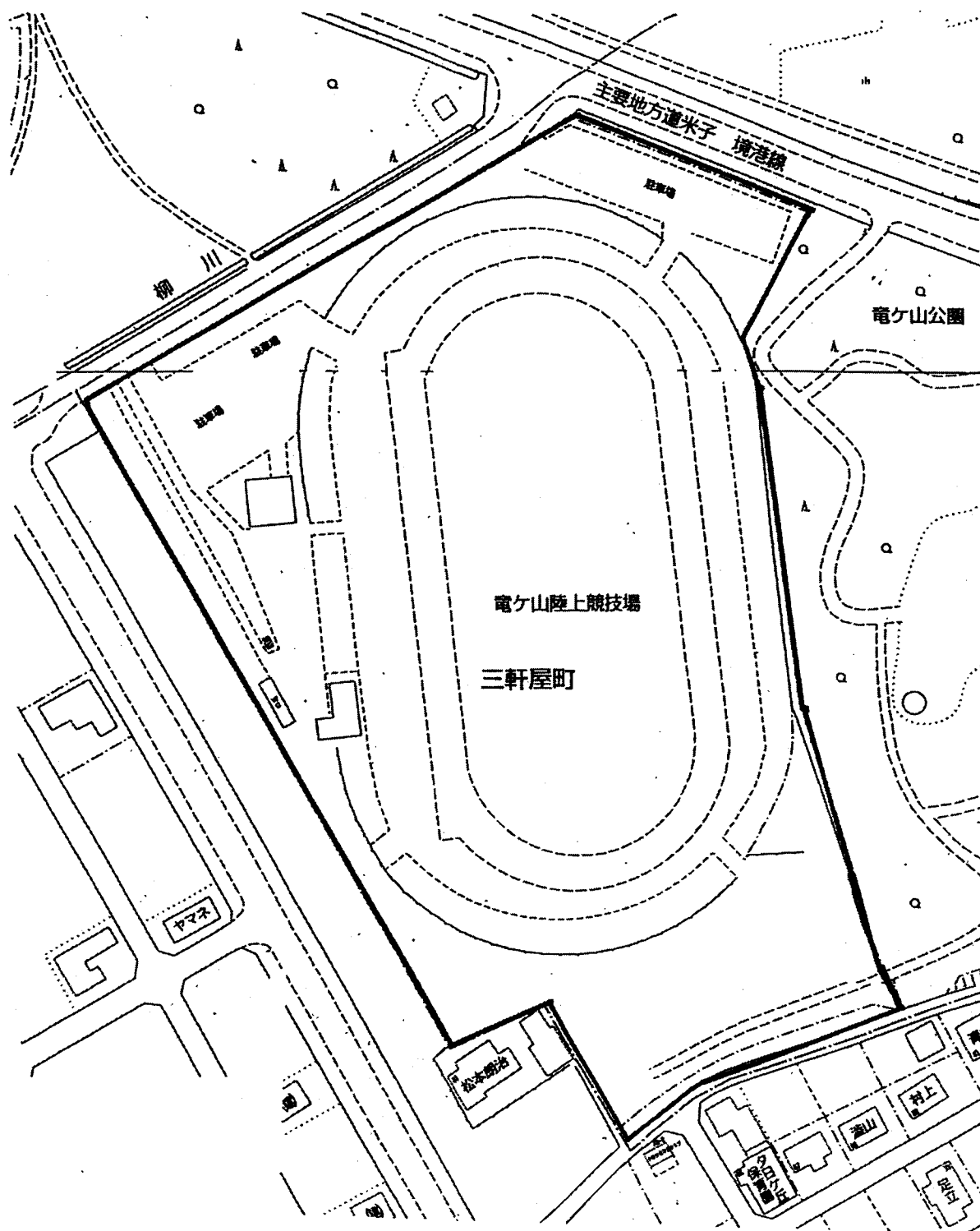
器具庫（北棟）



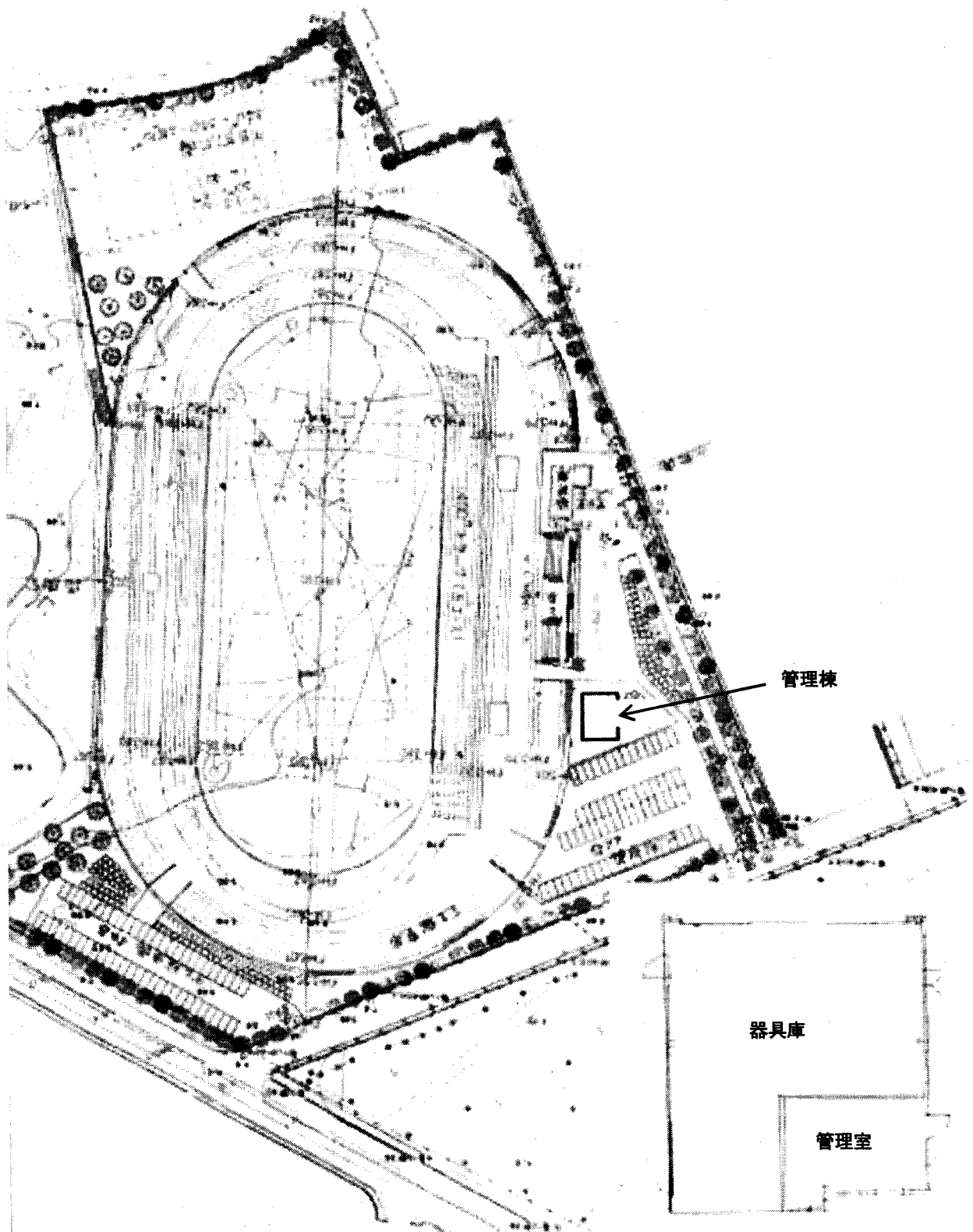
器具庫（南棟）



境港市営竜ヶ山陸上競技場



【竜ヶ山陸上競技場】



別紙1

境港市体育施設 平成28年度利用状況

(1) 境港市民体育館

区分	利用件数(件)	利用者数(人)	施設利用料(円)
大体育室(団体使用)	0	0	0
小体育室(個人使用)	43	759	91,600
武道場(団体使用)	0	0	0
計	43	759	91,600

※耐震強度不足のため、H27.2.1～H29.3.31まで使用停止
(小体育室利用者には、ターゲットバードゴルフ場利用者数を記載)

(2) 境港第2市民体育館

区分	利用件数(件)	利用者数(人)	施設利用料(円)
大体育室(団体使用)	1,595	35,948	2,237,270
計	1,595	35,948	2,237,270

(3) 境港市民テニス場中央コート

区分	利用件数(件)	利用者数(人)	施設利用料(円)
コート使用	2,737	19,882	2,735,200
計	2,737	19,882	2,735,200

(4) 境港市営竜ヶ山球場

区分	利用件数(件)	利用者数(人)	施設利用料(円)
グラウンド使用	267	9,351	1,101,800
計	267	9,351	1,101,800

(5) 境港市民スポーツ広場

区分	利用件数(件)	利用者数(人)	照明利用料(円)
グラウンド使用	190	9,477	463,840
計	190	9,477	463,840

(6) 竜ヶ山陸上競技場

区分	利用件数(件)	利用者数(人)	施設利用料(円)
競技場使用(専用)	47	4,920	40,200
計	47	4,920	40,200

境港市体育施設 平成28年度収支決算書

(1) 収入の部

内 訳	決算額(円)	備 考
指定管理委託料	24,045,000	
利用料金	6,672,910	施設利用料金
その他の収入	923,621	自動販売機販売手数料921,164 コピー利用料1,860 預金利息152 還付金(前年度分)445
計	31,641,531	

(2) 支出の部

内 訳	決算額(円)	備 考
人件費	10,018,176	
給料手当	8,099,006	
賞与	600,000	
社会保険費	1,284,135	社会保険料(事業主負担分)
福利厚生費	35,035	健康診断手数料
需用費	11,166,718	
修繕費	3,036,289	
消耗品費	1,073,517	施設管理用品 741,248 事務用品 332,269
光熱水費	6,942,654	電気 6,296,615 水道使用料 451,635 下水道使用料 194,404
燃料費	114,258	ガソリン代
役務費	1,420,103	
通信費	186,763	電話・インターネット料・郵送料
設備点検費	1,134,450	
保険料	98,890	体育施設保険料
委託料	6,788,260	
設備維持管理費	6,788,260	
備品購入費	1,812,045	
庁用器具費	1,812,045	
負担金	11,000	
負担金	11,000	公立体育施設協会会費
公課費	859,400	
公課費	859,400	消費税 778,400 法人県民税 21,000 法人市民税 60,000
雑費	8,696	
雑費	8,696	前年度分利用料還付
計	32,084,398	

収入-支出 ▲ 442,867

境港市体育施設 各種点検・維持管理業務基準書

施設名称	作業箇所	作業内容	作業回数(目安)	作業面積
市民体育館	電気設備(受電設備)	月次点検	2ヶ月に1回	
		臨時点検	必要に応じて	
		総合点検	年1回	
		機器点検	年1回	
	照明設備(大体育室・小体育室・武道場)	総合点検	年1回	
		総合点検	年1回	
	消防設備(消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知器設備、防排煙設備、非常放送設備、誘導灯設備、自家発電設備、配線)	機器点検	年1回	
		保守点検	年1回	
		保守点検	月1回	
		保守点検	年1回	
	大体育室内給排気ファン	保守点検	年1回	
		保守点検	年1回	
		ワックス掛け・窓ガラス拭き	年1回以上	
		洗浄・消毒	年1回以上	
第2市民体育館	ピーパーターゲットボードゴルフ場	芝刈り	年6回以上	1,780㎡
		芝補修	適宜	1,780㎡
		エアレーション	年2回	1,780㎡
		樹木剪定	年1回	
	施設周辺(ピーパーターゲットボードゴルフ場を除く)	樹木消毒	年1回	
		除草	年4回以上	300㎡
		樹木剪定	年1回	
		樹木消毒	年1回	
	消防設備(消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知器設備、非常放送設備、誘導灯設備、配線)	総合点検	年1回	
		機器点検	年1回	
		総合点検	月1回	
		除草	年4回以上	約130㎡
市民テニスコート	照明設備(大体育室)	樹木剪定	年1回	約130㎡
		樹木消毒	年1回	約130㎡
		清掃	月1回以上	
		除草	年4回以上	約270㎡
	施設周辺	樹木剪定	年1回	約270㎡
		樹木消毒	年1回	約270㎡
		月次点検	2ヶ月に1回	
		清掃	週2回以上	
	電気設備(受電設備)	樹木剪定	年1回	
		樹木消毒	年1回	
		月次点検	2ヶ月に1回	
		清掃	週2回以上	
スポーツ広場	トイレ	樹木剪定	年1回	
		樹木消毒	年1回	

施設名称	作業箇所	作業内容	作業回数(目安)	作業面積
竜ヶ山球場	竜ヶ山陸上競技場	電気設備(受電設備)	月1回	
		照明設備(ナイター用照明)	年1回	
		洗浄	年1回	
		総合点検・機器点検	年1回	
		機器点検	年1回	
		清掃	週2回以上	
		芝刈り	年10回以上	約7,300㎡
		グラウンド(外野)	年4回以上	
		除草(手抜)	年6回以上	
		施肥	年1回	
		エアレーション	適宜	
		散水	年1回	約900㎡
		耕起・土壌安定剤散布	年9回以上	
		不陸補正	2回以上	約900㎡
		除草(手抜)	年10回以上	約43,000㎡
竜ヶ山陸上競技場	竜ヶ山陸上競技場	観客席(内野側)	年1回	
		グラウンド周辺・敷地外縁部	年1回	
		除草(機械)	年10回以上	
		樹木剪定	年1回	
		樹木消毒	年1回	
		清掃	週2回以上	
		トイレ	年4回以上	
		インフィールド	適宜	
		マルチング・キンゾウ駆除	年6回以上	
		施肥	年1回	
		エアレーション	適宜	
		散水	適宜	
		側溝清掃	適宜	
		砂場砂補充	年1回	約5,500㎡
		砂場周辺飛散砂清掃	適宜	
竜ヶ山陸上競技場	竜ヶ山陸上競技場	除草(手抜)	年2回以上	約4,100㎡
		不陸補正	年5回以上	
		土壌安定剤散布	年1回	
		除草(機械)	年6回以上	約2,800㎡
		樹木消毒	年1回	約10,400㎡
		樹木剪定	年1回	
		除草(機械)	年10回以上	
		競技場法面		
		グラウンド周辺・敷地外縁部		
		アウトフィールド		
		走路		
		側溝清掃		
		砂場砂補充		
		砂場周辺飛散砂清掃		
		除草(手抜)		

指定管理者候補者選定基準

選定基準
1. 利用者等への対応 (1)自主事業の内容 (2)サービスを向上させるための方策 (3)サービスの実績 (4)利用者等の要望の把握及び実現策 (5)利用者のトラブルの未然防止と対処方法 (6)その他（地域との連携、他施設との連携等） 2. 施設運営について (1)団体の経営方針 (2)指定管理者の指定を申請した理由 (3)施設の現状に対する考え方及び将来展望 (4)施設運営管理の実績 (5)個人情報の保護の措置について (6)情報開示について (7)安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて (8)防犯、防災の対応 (9)その他、緊急時の対応 (10)経理体制 3. 経営の安定性と継続性 (1)職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む。） (2)職員の研修計画 (3)申請者の財務状況 (4)収入について (5)支出について

境港市体育施設の責任分担表

項 目	内 容	分 担 区 分	
		指定管理者	境港市
物 価 変 動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増	○	
金 利 変 動	金利変動に伴う経費の増	○	
周辺地域・住民 及び施設利用 者への対応	地域との協調	○	
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応	○	
	上記以外		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更		○
	上記以外の税制変更	○	
政治、行政上の 理由による事 業変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		○
不 可 抗 力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震落盤、火災、争乱、暴動その他の境港市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		○
書類の誤り	仕様書等、境港市が責任の持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類の誤りによるもの	○	
支 払 遅 延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、境港市からの経費の支払い遅延によって生じた事由		○
	境港市の責に帰すことのできない理由により、指定管理者からの経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
施設整備の損 傷	経年劣化によるもの（小規模なもので50万円未満のもの）	○	
	経年劣化によるもの（上記以外）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもので50万円未満のもの）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）		○
利用者や第三 者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合	○	
	上記以外の理由により損害を与えた場合		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生	○	
事業終了時の 費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間の途中において業務を廃止した場合における撤収費用	○	